

平成 30 年 度
事 業 計 画 書

平成 30 年 3 月 26 日
社会福祉法人わらしこの会

目 次

社会福祉法人わらしこの会	1
わらしこ保育園	7
わらしこ第2保育園	18
小金井市立まえはら学童保育所	30
小金井市立みなみ学童保育所	35
児童発達支援事業所 Tossie	40

平成 30 年度社会福祉法人わらしこの会事業計画書

<はじめに>

社会福祉法人わらしこの会を平成 12 年（2000 年）に設立して、わらしこ保育園は 19 年目に、わらしこ第 2 保育園は 7 年目に、そして、小金井市立まえばら学童保育所の委託運営は 4 年目に、そして平成 28 年（2016 年）に新事業として開始した児童発達支援事業 Tossie は 3 年目を迎えます。平成 30 年度は新たに小金井市立みなみ学童保育所の委託運営を開始し、また一步、大きな社会的責任を担う組織へと育ってきています。運営の基本である「わらしこの会の理念と基本姿勢」を大切にしながら社会福祉法人の運営を担っていきます。

平成 28 年度（2016 年度）のいわゆる社会福祉法人改革により、理事会・評議員会の役割と責任は極めて大きなものになっています。運営においては、特に地域の社会福祉に貢献することが重要となりました。わらしこの会は法人としてはまだ小さく、運営基盤も盤石とは言えませんが地域の福祉要求に敏感に対応し社会福祉法人としての役割を今後も積極的に果たしていく必要があると考えて事業を展開しています。

平成 29 年度は、保育士職員の確保が困難でした。そのような中で職員の努力により保育を進めていますが、より良い保育内容を保証するためには職員確保の対応を具体的に進めていく必要に迫られています。

<平成 29 年度の前進面>

- ① 児童発達支援事業 Tossie の運営が引き続き厳しいものの、管理者及び職員の努力、そして関係者のご協力の下で少しずつ改善方向に推移してきたこと。
- ② 保育園において、国の保育士等処遇改善による手当の改善を行なったこと。
- ③ 小金井市立みなみ学童保育所の運営委託事業者として応募し、平成 30 年度からの委託を得たこと。

平成 29 年度は法人としての運営体制の見直しと組織的な運営を確立するために、法人運営会議を開催し、会議での検討を経て決定していくことを目指しましたが、学童保育所の人事等では、様々な状況から「理解と合意」を得る努力が十分であったとは言えませんでした。平成 30 年度は、法人運営会議で諮り、理事会で確認して進める組織としての運営の向上を図ります。5 事業所を法人全体として相互の理解と協力の下で運営していくことが今後特に重要です。理事長を初め理事、監事のかかわりの強化も具体的に検討して進めたいと考えています。

理事長 中山 正雄

社会福祉法人わらしこの会の理念と基本的姿勢

社会福祉法人わらしこの会の理念

社会福祉法人わらしこの会は、次の理念のもとに運営する。この理念は、全ての事業において、役員及び職員は理解し実現に努力しなければならない。

- (1) わらしこに関わる全ての人々の安心と健全な生活を目指し、人間尊重を第一の理念とする。
- (2) 子どもの権利を常に追求し、子どもの権利を護り発展させ、子どもの最善の利益に沿うことを第二の理念とする。
- (3) 地域とともに歩み、地域において最善の子育て環境を整える上で役割を果たすことを第三の理念とする。

社会福祉法人わらしこの会の基本的姿勢

- (1) わらしこの会は、地域の福祉・保育要求、特に無認可時代のわらしこ保育室の保育内容に大きな期待を寄せて頂いた方々の努力により設立された法人であり、法人運営の基本の第一に、地域の方々との協力の姿勢を明記する。
- (2) わらしこの会は、職員の熱い保育への思いから生まれた保育園を主体とする法人であり、運営の基本の第二に、職員とともに歩む姿勢を明記する。
- (3) わらしこの会は、保育要求への積極的な取り組みを基本とし、地域の福祉要求についても可能な限り応えられるように努力していく。
- (4) わらしこの会は、利用者(園児)、利用者の家族(保護者)、職員の立場を尊重し、その最善の利益のために法人運営を行う。

1. 法人の運営体制

1) 理事会

理事6名、監事2名の執行体制で進める。理事会は、定款に基づいて必要な検討を行わない法人の事業を適切に遂行する責任を負う。理事会は年4回を定例として開催し、必要に応じて開催する。

理事は、法人の運営する事業所についていずれかを「担当する理事」として分担し、施設長の直接の相談役を務めることとする。

2) 評議員会

評議員は7名、国の制度改正に伴い定款で定めたとおり任期は平成29年年度より6年間となる。毎年決算理事会の後、6月に実施する。

3) 法人運営会議

法人運営会議設置規定に従い、理事長の出席による法人運営会議を毎月定例で実施

し、各施設の施設長(管理者)及び法人事務(事務主任)が出席する。理事長専決事項となっている件は、協議し、意見を聞いて「共通理解と合意」を尊重して理事長が決定する。その他の事項は、それぞれの担当部署からの提案を受けて検討し、理事会に諮り決定することとする。

4) 施設運営会議等

わらしこ保育園・わらしこ第2保育園には、引き続き施設運営会議を設置し、施設長、副施設長、主任により適切な運営を図ることとする。

①法人運営会議に報告・提案する原案を作成する

②保育所における保育の適切な実施に関し必要な検討と対応を行なう。

小金井市立まえはら学童保育所・小金井市立みなみ学童保育所・児童発達支援事業所 Tossie は、担当理事及び施設長(管理者)による打ち合わせ会議を行うなどにより、法人運営会議への提案や報告をまとめるとともに、学童保育、児童発達支援の適切な実施に関し必要な検討と対応を行う。

なお、施設運営会議等の内容は、必要に応じて理事長に報告・相談するものとする。

また、各施設では管理職に保護者の代表、職員の代表を加え話し合いより良い運営を目指す運営委員会を設置することができる。

2. 運営する事業

1) 社会福祉法人わらしこの会は、次の事業を運営する。

1. 二つの認可保育園、わらしこ保育園、わらしこ第2保育園を運営する事業
2. 小金井市立の二カ所の学童保育所、小金井市立まえはら学童保育所、小金井市立みなみ学童保育所の委託を受け運営する事業
3. 児童発達支援事業所 Tossie を運営する事業
4. 一時預かり事業・定期利用保育事業の実施(保育所)
5. 地域子育て支援拠点事業(保育所)
6. 保育の向上および法人の将来に資する事業(研修など)
7. 保育士等職員確保を進めるための事業
8. その他、必要に応じて地域の福祉要求に応える事業

2) わらしこ保育園の運営

1. わらしこ保育園は、児童定員100名(0歳児から5歳児)、児童定員に見合った職員を配置し、施設長と副施設長及び業務主任を配し、適切な運営に当たる。
2. 運営においては、園児の安全を第一とし園児の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。
3. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働

条件等については可能な限り改善に努力する。

4. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
5. 苦情等には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。
6. 保育指針の内容を深め必要な内容を反映させた保育の充実を図る。

3) わらしこ第2保育園の運営

1. わらしこ第2保育園は、児童定員100名(0歳児から5歳児)児童定員に見合った職員を配置し、施設長と業務主任を配し、適切な運営に当たる。
2. 子育て支援事業に積極的に取り組み子育て支援室を活用した取り組みを進める。
3. 運営においては、園児の安全を第一とし園児の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。
4. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 苦情には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。
7. 近隣住民の方との調和を図り、苦情やご意見に誠意を持ってお応えし、ご協力をお願いしていく。近隣住民の方に必要と認識していただく保育所運営に努力する。
8. 保育指針の内容を深め必要な内容を反映させた保育の充実を図る。

4) 小金井市立まえはら学童保育所の運営

1. 小金井市立まえはら学童保育所の委託運営を行う。定員は第1学童が60人、第2が30人の計90人。
2. 所長1名、指導員2名の正規職員と非常勤職員を配置して、適切に運営する。
3. 運営においては、園児の安全を第一とし園児の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。学童であることから小学校との連携・協力を大切にする。
4. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
6. 苦情には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。

5) 小金井市立みなみ学童保育所の運営

1. 小金井市立みなみ学童保育所の委託運営を行う。定員は第1学童が40人、第2が40人の計80人。

2. 所長 1 名、指導員 2 名の正規職員と非常勤職員を配置して、適切に運営する。
 3. 運営においては、園児の安全を第一とし園児の成長発達のために最善の保育が行われるように努力する。学童であることから小学校との連携・協力を大切にする。
 4. 運営に当たっては、職員の意見を十分聴取し、職員の協力の下に行う。なお、労働条件等については可能な限り改善に努力する。
 5. 保護者の意見に謙虚に耳を傾け、保護者の協力を得て適切に運営する。
 6. 苦情には誠意を持って当たり、第三者委員の意見や指摘を尊重して適切な改善と運営に努める。
- 6) 児童発達支援事業所 Tossie の運営
1. 一日の定員 10 名とする。職員は管理者、児童発達支援専門員及び保育士とする。
 2. 個々の児童に応じた療育を計画・実施する。
 3. 給食を提供する。
 4. 職員の労働条件については可能な限り法人の施設として他事業所同等となるように努力を行う。
- 6) 一時預かり事業・定期利用保育事業の実施（保育所）
1. 一日の定員 わらしこ保育園 10 名、わらしこ第 2 保育園 9 名とする。
 2. 一時預かり事業・定期利用保育事業を行うために必要な担当者を雇用する。（保育園職員を含む）
- 7) 地域子育て支援拠点事業（保育所）
1. わらしこ第 2 保育園において東京都の事業である地域子育て支援拠点事業として「子育て広場事業」を実施する。
 2. 地域の在宅の三歳以下の子どもとその親を対象に子育て支援室を活用して子育て支援を行う。
- 8) 研修等について
1. 保育及び療育の向上に資するための研修等を積極的に実施する。
 2. 社会福祉法人のあり方、地域要求に応じる法人の今後の事業等のために必要となる研修会等に積極的に参加する。
 3. 法人内の交流研修を計画する。
- 9) 苦情解決委員会・第三者評価・運営委員会（保育所）
1. 苦情解決第三者委員会を引き続き実施し、適切な運営を進める。
 2. 第三者評価は第 2 保育園が平成 30 年度に実施する。わらしこ保育園は平成 31 年度を予定する。

3. 運営委員会を引き続き定例化し、職員、保護者の意見を取り入れた運営を図る。運営委員会は理事会に意見書を提出することができることとする。

4. 法人の課題

- 1) 5つの事業所の運営となったことから、今後の法人組織の在り方と具体的な役員人事についての検討を開始し、法人の運営基盤を整備していくこと。
- 2) 児童発達支援事業所 Tossie の運営の安定化を図ること。
- 3) わらしこ第2保育園の敷地について将来の検討と、北側農地（地主のご厚意により無償で保育園児の食育等に活用）適切な管理と整備を行うこと。
- 4) 処遇改善、キャリアアップ、その他の保育士等確保のための補助金等を十分に活用して給与等の改善を積極的に図っていくこと。

5. 各施設事業計画

- 1) わらしこ保育園事業計画(別紙)
- 2) わらしこ第2保育園事業計画(別紙)
- 3) 小金井市立まえはら学童保育所事業計画(別紙)
- 4) 小金井市みなみ学童保育所事業計画(別紙)
- 5) 児童発達支援事業所 Tossie 事業計画(別紙)

以 上

平成 30 年度 わらしこ保育園事業計画書

1、はじめに（基本方針・事業計画を立案するにあたって）

少子・高齢化、待機児解消が叫ばれる中、今「子ども・子育て」を社会全体で支えるという大きな流れがみられます。保育所保育指針の改定もあり小学校との接続の中での「幼児期の終わりまでに育ってほしい力」として10の姿が示されました。

また、議論や体験学習を通じて、自ら学ぶ方法として「主体的・対話的で深い学び」が教育改革のキーワードにもなっており、ますます乳幼児期の保育の重要性が注目されています。自分たちの保育がこの改定や改革に十分対応できるものとして確信をつかんでほしい。

また、養護（ケア）の視点もますます重要となっていてきており、ケアの視点は子どもだけではなく保護者にも、ひいては家庭が対象にもなる状況です。

さらに地域支援という園の役割も広まってきており多様な対応が求められています。

このような背景で働く職員の働き方も見直しが必要になっています。

一人一人が頑張るだけではなくチームとしての一体運営が、結果として職員に余裕が生まれるよう、昨年実施された処遇改善Ⅱの役割に沿って運営していきたいと思えます。

子どもの、保護者の、職員のそれぞれの充実を願って以下のことを2018年度（平成30年度）の事業計画として立案します。

2、保育理念

（1）保育園理念

- ・一人でも多くの子どもたちが、平和な世の中で、安心できる大人のもとでのびのびと育ててほしい。
- ・人間としての自立に向かって親と保護者が協力して子どもの成長を育み見守るという子育ての共同化を目指します。
- ・そのために子どもに関わる大人は子どもの最善の利益と子どもの福祉の増進を常に考えます。保育園は親が安心して預けられる、相談できる場であり、地域の核となることを保育園の理念とします。

（2）こんな保育園に

- ①働くことと子育ての両立を求める保護者が安心して預けられる保育園に。
- ②集団生活を通して子ども達の自立へ向けての土台をしっかりと耕すことができる保育園に。
- ③保護者が心身共にゆとりを持ち、責任を持って保育にあたる保育園に。
- ④子どもと子ども、子どもと保護者、保護者と保育者、保護者同士、保育者同士がともに育ちあえる保育園に。
- ⑤地域住民との連携の中で、豊かな子育てが支えあえる保育園に。

- ⑥地域の保育、教育、医療と連携し保育の向上を求め続ける保育園に。
- ⑦平和な社会をめざしていける保育園に。

3、今年度の重点課題

(1) 法人職員として

- ・法人研修を通して保育の一貫性と両園の連携を図る。
- ・新保育所保育指針について内容理解を深める。
- ・「共同保育」の園理念のもとに、保護者と共に子どもを育てていく。
- ・法人の将来について職員間でも考えていく。

(2) 保育について

- ・保育、保健、食事の3つの視点で連携をとり子どもを育てていく。(3本柱の保育)
個々の職員も3つの視点を持ってこども理解をする。
- ・法人研修を通して、保育の質をあげる。
- ・観劇、質の高い生の演奏やうたなどに触れられる行事をつくり、子どもに豊かな文化を伝える。
- ・食育に取り組み、子どもの心と体を育てる。
- ・園外保育を増やし豊かな経験を重ねる。

(3) 保育所を利用する子どもの保護者への支援

様々な困難を抱え、支援が必要な家庭が増加している。また各家庭においても個々の状態に合わせた対応や支援が必要とされている。

そんな中で懸命に子育てをしている保護者を尊重し、保育内容を丁寧に伝え子どもの様子を共有して、子育ての伴走者としての立ち位置で家庭支援を行う。

(4) 職員育成

職員一人一人の保育観の獲得とわらしこの保育の継承並びに、こども観、保育観を全職員で一致していくために法人研修と園内研修を行う。

法人研修・・・両園合同で行い「生きる力」について1年間学ぶ。

園内研修・・・リズム研修、その他 必要に応じて企画する。

4、児童定員・開所時間

定員100名

0歳児・・・12名 1歳児・・・15名 2歳児・・・16名

3歳児・・・19名 4歳児・・・19名 5歳児・・・19名

開所時間：通常保育時間 7時～18時 延長保育事業 18時～19時

5、職員配置

常勤職員 26名 園長(1)、保育士(21名)、看護師(1)、栄養士(1)、調理員(2)
パート職員 10名 保育補助(8)、事務員(1)、駐輪場整備(1)

6、運営方針

運営管理を円滑に行うために、以下の会議をおく。

- ・職員会議・・・概ね月1回(2H)
- ・総括会議・・・期ごとに長時間会議(半期、3期は土曜日開催)
(1期 4・5月 2期 6・7・8月 3期 9・10・11・12月 3期 1・2・3・月)
- ・園長、主任会議
- ・リーダー会議・・・月2回
- ・厨房会議・・・月1回(2H)
- ・乳児会、幼児会(2H)
- ・クラス会議
- ・パート会議

〈乳児会〉

4月初めか中旬・・・新年度に入り、保育の様子とその他諸々。

5月

6月初め・・・プール・水遊びに向けて

7月

9月初め・・・運動会に向けての保育について

11月初め・・・後半の保育について

1月初め・・・年度末に向けての保育について

2月

3月・・・新乳児会

〈幼児会〉

4月・・・新年度に入り、保育の様子とその他諸々。

年長合宿についての目的、計画など。その他。

6月初め・・・プール・水遊びに向けて

9月・・・運動会に向けての保育について合宿について計画など。

11月初め・・・後半の保育について

1月・・・年度末に向けての保育、年長卒園期についての保育。

3月・・・新幼児会

各種係りを設置し、職員全員が分担し運営していく

- ・教材発注・管理
 - ：保育教材・教材庫の管理
 - ：修繕が必要なものは職員に声をかける。
- ・絵本
 - ：絵本、紙芝居等の管理、注文。
- ・園内整備
 - ：常に園内を見渡して、園内の美化に努める。(職員室も含む)
 - ：気になる場所があったら、他に呼びかけたりして、清掃及び整備をする。

- ・園庭整備
 - ：常に園庭を見渡して、気になるところがあれば他に呼びかけたりして整備を心がける。
- ・職員室整備
 - ：自主的に職員が整備に努める。
- ・園内研修
 - ：園内研修（永谷さん）の計画を、主任に相談しながら立てる。
 - ：当日の接待と研修会の司会・進行を行う。
 - ：研修報告書を、皆に呼びかけ集める。

- ・職員会議
 - ：職員会議、総括会議の際の会場設定を皆に呼びかけて行う。
 - ：会議録の采配、収集、確認をして主任に提出する。

- ・情報係り
 - ：職員会議と総括会議で自分が皆に伝えたい情報資料などをコピーして配布する。

7、保育方針

子ども像

- ① 自然を愛し、四季の変化の中で五感を使って遊び切る子ども。
 - 自然の中で遊具に頼らず十分遊んで心身を開放させ、発見し、学び、感謝し、好奇心や関心を持ち四季の自然を愛しんでほしい。
 - 遊ぶことは子どもの仕事。とことん遊びきることで意欲、活動力、集中力を育て丈夫でしなやかな心と身体になり、働くことが好きになってくるのです。
 - 基本は基礎体力がしっかりあること。
 - 生活リズム、食べること、睡眠を整え、筋力をつけること、脱力することに配

慮した保育で、病気に負けない免疫力、神経系の強化を図ります。

② 豊富な生活体験をもとに、自信をつけ生きる力を伸ばす子ども。

楽しい生活を作りあげていくこと。それは、四季折々の季節感を盛り込んでいねいな生活。明日へと積み重ね作り上げていく生活です。

主体的な行動が、自信を育みます。豊富な生活体験をもとに、自信をつけ生きる力を伸ばします。

③ 集団の中で自己を表現する力をつけ、友達を受け入れ仲間と共に育ち合う子ども。

子ども自身が言葉や態度で、意思を表現しようとしたり、伝えること、これらはとても大切なことです。そして、それが表明できる人的環境があるということが、とても重要です。大人が子どもに向き合い、言葉を使って関係を積み重ねることで、人への信頼関係を育てます。

保育の目標

保育の中で現在の子どもたちに必要な力は、丈夫で・しなやかで・健康な心と身体を基本とし、以下の五つの力を豊かな生活体験をしながら育んでいきたいと願っています。

- ① 人とかかわっていける力(社会的能力)
- ② 働ける力(労働能力)
- ③ 言葉で伝えられる力(言語的能力)
- ④ 知っていく力(認知能力)
- ⑤ 生命をはぐくみ育てていける力(健康管理能力)を豊かな生活体験をしながら育んでいくことが保育目標です。

保育の特色(3つの力を育てる保育)

- ① 心と身体のバランスをとる力
 - ・身体のバランスは、心のバランス。ともに安定させます。
 - ・食事は和食中心で、成長に必要なバランスのとれたものを食します。
 - ・毎日の戸外遊び、マットでの全身マッサージ、リズム運動を取り入れ血行を促し、しなやかな身体をつくります。
- ② 考える力
 - ・子どもを一人の人間として尊重し自らが、多くの生活体験の主体者だと実感させます。そして、その体験を通して自分で考える力を引きだしていきます。
 - ・視て、聴いて、触って、感じることで自己を表現する力も言葉とともに、育てます。
 - ・自己の内面の自我を育てます。

③ 生きていく力

- ・基本になるのは、まず、「自分」がしっかりあること。自然の中での様々な体験が自分への信頼となり学齢期への原点となるよう、知識より知恵としての力をつけます。

8、家庭支援

- ・必要に応じて個人面談などを実施して、保護者と子どもの様子を共有し、共に育てていく。
- ・保育参加を通して、保育への理解を深めてもらい子育てを共有する。
- ・保育参加の希望は各クラスで受け、主任と栄養士に報告する。食費は実費徴収する。(400円)
- ・個別支援が必要な家庭には、担当職員だけで対応するのではなく、関係機関や園全体で連携を取り丁寧に対応し、家庭の自立を支援する。

9、食育・アレルギー

- ・健康な心と体は毎日の食生活の積み重ねにより作られると考え、その食事は和食中心で昼食、おやつ、補食の全てを手作りが大切だと考える。
- ・乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験を育まれるよう食育に取り組む。
- ・食の大切さを保護者へ伝えるための啓蒙活動(食事便りの発行月1回、面談、離乳食の写真提供など)

食事内容

- ・旬の食材を多く取り入れ、国産品で農薬を控えたものや、有機栽培したものを中心に使う。
- ・子ども達の味覚を培うために、昆布やかつおの出し汁を使い、素材の味が分かるように薄味で調理する。

アレルギーについて

- ・食物アレルギーが増えていることから、安全な給食の提供のために卵、乳製品、牛乳は使用しない。
- ・個別の食物アレルギーについては医師の指示に従って対応し、安全な食事を提供する。

10、保健・療育支援

保健

健康についての考え方として自然治癒力を大切にする。

基本的な生活(よく眠り、よい食事、たっぷり遊ぶ)を繰り返しながら体力をつけ、免疫

力を高め、自律神経を鍛えていく。四季の中で暑い、寒い、冷たいなどを子どもが感じとり本来「人間が持っている力」「自然と向き合う力」「治す力」を使い育っていくことを促す。

- ・全園児健康診断 年2回（5月、10月）
- ・歯科検診 年1回（6月）
- ・職員健診 年1回（9月）
- ・職員検便実施
- ・保健便りの発行 月1回

療育

- ・齊藤公子の「こどもから学ぶ」「どの子も育つ」という実践を職員で一致させていき、すくすく児を通してクラス全体の保育を振り返る視点を持つ。また、家庭背景や親の想いを知り支援をしていく。
- ・医療機関と連携をとり療育を進める。
 - 小暮医院（脳神経）瀬川クリニック（小児神経内科）、吉祥寺ファミリー
歯科クリニック（小児歯科）榊原記念病院（心臓外科）
 - 医療機関（保健センター）、相談機関（児童相談所・保健所・たち）
 - 永谷郁夫、涼子（保育アドバイザー）、藤後悦子（臨床心理士）
 - 都立小児総合医療センター、T o s s i e（児童発達支援事業所）

1 1、環境整備

- ・安全な保育環境を整えていく。

1 2、専門職の関わり

育児困難児や保護者が複雑な事情を抱えている家庭に対しては、臨床心理士（籾後さん）と連携をとり、保育園で出来る支援と専門機関に依頼することを整理し支援体制をとるようにする。

1 3、研修計画

- ・園内研修の計画を作成し取り組む。
- ・危機管理、安全対策、個人情報についての研修への取り組み。
- ・府私保、その他関係機関の研修への参加。
- ・個人の研修計画の策定と自己研修の推奨。
- ・他園との交流や、見学の実施。
- ・処遇改善に必要な研修への参加。

1 4、働き方改善への取り組み

- ・事務仕事については省力化を目指し、お互い協力し合い事務時間の確保に努める。
- ・会議は時間内に終了するように、議題の整理や進行の計画を事前に立てる。
乳・幼児会については、乳・幼児Aリーダーと各クラスリーダーで事前に上記の計画を立てて行う。

1 5、年間行事計画

月	こども	保護者
4月	入園、進級、	全体懇談会・各クラス懇談会
5月	子どもの日の集い、春合宿	
7月	全園児親子リズム	6.7月クラス懇談会
9月	お月見の会、敬老の日の会、まつり	
10月	秋合宿、運動会	運動会
11月	芋煮会	クラス懇談会
12月	お楽しみ会、もちつき	クラス懇談会
2月	節分	クラス懇談会
3月	ひな祭り、巣立ちの会、地球組を送る会	芽吹き、巣立ちの会

*遠足は各クラス随時企画する。*保育参加は年間を通して受入れ。

1 6、安全管理

非常災害等への対策

防犯設備	学校 110 番(非常通報装置)、警備会社通報装置、暗証番号式自動ドア
防災設備	火災通報装置、自動火災探知器、煙感知器、誘導灯及び消火器
消防計画作成 届出年月日	旧府中市白糸台消防署平成 25 年 7 月 24 日届出済
防火管理者	大伴美砂子
定期訓練	(1)避難訓練・消火訓練:毎月 1 回以上実施 (2)総合防災訓練(引き渡し訓練を含む):年 2 回
避難場所	(1)1 次避難場所:府中市立第十小学校 (2)2 次避難場所:多磨霊園
災害発生時の 対応	災害発生時においては、保護者等の引き取りのあるまでの間(開園時間外を含む)、引き続き児童を保護する。

緊急時の対応

対応方法	園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに園児の保護者又は医療機関(嘱託医を含む)への連絡を行う等の必要な措置を講じる。なお、保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行う。	
救急・消防	管轄	東京消防庁府中消防署朝日町出張所
	所在地	府中市朝日町3丁目13番地
	電話	042-363-0119
警察	管轄	警視庁府中警察署及び白糸台交番※
	所在地	府中市府中町1-10
	電話	042-360-0110

【特注】※白糸台交番は、直通電話がないため府中警察署に電話をしてつないでもらいます。

緊急時の避難について

地震の時

※避難集合場所…南側園庭

※第1避難場所…府中市立第十小学校

※第2避難場所(広域避難場所)…多磨霊園

◎保護者への連絡方法

- ・避難場所を園舎前に掲示する。
- ・可能であれば緊急児童カードにもとづいて連絡をする。
- ・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせていただきます。

火災の時

※避難集合場所…園舎より火災が発生したときは園庭に避難する。

近隣建物より火災が発生したときは園庭に避難後、状況により第一避難場所へ移動する。(火災発生の状況によっては園庭ではなく別の園敷地内に避難する場合もある)

※第1避難場所…府中市立第十小学校

※第2避難場所(広域避難場所)…多磨霊園

◎保護者への連絡方法

- ・緊急児童カードにもとづいて保護者へ連絡する。
- ・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせて
いただく。

17、苦情解決第三者委員の取り組み

第三者委員

概要	苦情解決における客観性と社会性を確保するとともに、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、法人に第三者の立場に立ち第三者委員を設置する。
第三者委員	河内 昌毅
	花原 幹夫
	芝 喜久子

18、ボランティア、実習生の受け入れ

近年の人材確保が困難な中、実習生受け入れは次世代の保育者を育てるためにも積極的に受け入れを行ない、人と関わることや仕事が楽しいことを伝えていく。

小、中、高生の受入れも積極的に行い意欲を持って関われるように努める。

19、地域支援と地域との関係

- ・在宅子育て事情を知り、地域の中での子育て支援の意味を積極的に職員間で深めていく。
- ・地域の中で保育をしていく上で、共存について意識と自覚を高める。

① 子育てひろば事業

- ・主として乳幼児（0歳から3歳まで）をもつ親とその子が気軽に利用でき、交流できる場を提供する。

【リズム遊び】毎月第2火曜日に実施するリズム遊びを通して、子どもの見方や子育ての学びを提供する。講師は永谷郁夫・涼子さん。今年度から職員が実施する月も設ける。

[子育て相談] 日常的には、園長・主任・栄養士・看護師が相談にあたる。

記録に残す。(専用ファイル)

[園庭開放] 地域の方が自由に集える場として園庭を利用できる。

【食事体験】 園庭開放を利用後、園の給食を実費で食することが出来る

大人 400円 子ども 300円

②地域支援事業

[保育所体験特別事業]

目的：保育を必要とする地域の親子に園舎を開放し入所児との交流を通じて育児上の相談などを受ける。

- ・同世代の子どもの姿を見て、子どもの発達のことや、子育ての方法を知ってもらったり、感じてもらう。
- ・保育体験の時間は午前中を基本とする。
- ・離乳食の相談は厨房としてから、受ける。
- ・利用者には事務所で名前・年齢・住所等を記録してもらい料金を頂く。
食費は、大人400円、子ども300円。

[赤ちゃんふらっと事業]

急な授乳やおむつ替えの立ち寄りスペースの提供。

[職場体験] 中学生の育児体験（職場体験）の受け入れ

[保育拠点活動支援] 高校生、大学生、専門学校の実習生の受け入れ

③一時預かり、定期利用保育事業の実施

各クラスにて受入れを行う。要綱に従う。

20、広報活動

保育園の情報はホームページなどで公開する。

21、福祉サービス第三者評価の受審

平成28年度実施済み。今年度は実施しない。3年毎に受診する。

以上

平成 30 年度 わらしこ第 2 保育園事業計画書

1、はじめに（基本方針・事業計画を立案するにあたって）

少子・高齢化、待機児解消が叫ばれる中、今「子ども・子育て」を社会全体で支えるという大きな流れがみられます。保育所保育指針の改定もあり小学校との接続の中での「幼児期の終わりまでに育ってほしい力」として 10 の姿が示されました。

また、議論や体験学習を通じて、自ら学ぶ方法として「主体的・対話的で深い学び」が教育改革のキーワードにもなっており、ますます乳幼児期の保育の重要性が注目されています。自分たちの保育がこの改定や改革に十分対応できるものとして確信をつかんでほしい。

また、養護（ケア）の視点もますます重要となっていてきており、ケアの視点は子どもだけではなく保護者にも、ひいては家庭が対象にもなる状況です。

さらに地域支援という園の役割も広まってきており多様な対応が求められています。

このような背景で働く職員の働き方も見直しが必要になっています。

一人一人が頑張るだけではなくチームとしての一体運営が、結果として職員に余裕が生まれるよう、昨年実施された処遇改善Ⅱの役割に沿って運営していきたいと思えます。

子どもの、保護者の、職員のそれぞれの充実を願って以下のことを 2018 年度（平成 30 年度）の事業計画として立案します。

2、保育理念

（1） 保育園理念

- ・一人でも多くの子どもたちが、平和な世の中で、安心できる大人のもとでのびのびと育ててほしい。
- ・人間としての自立に向かって親と保護者が協力して子どもの成長を育み見守るという子育ての共同化を目指します。
- ・そのために子どもに関わる大人は子どもの最善の利益と子どもの福祉の増進を常に考えます。保育園は親が安心して預けられる、相談できる場であり、地域の核となることを保育園の理念とします。

（2） こんな保育園に

- ①働くことと子育ての両立を求める保護者が安心して預けられる保育園に。
- ②集団生活を通して子ども達の自立へ向けての土台をしっかりと耕すことができる保育園に。
- ③保護者が心身共にゆとりを持ち、責任を持って保育にあたる保育園に。
- ④子どもと子ども、子どもと保護者、保護者と保育者、保護者同士、保育者同士がともに育ちあえる保育園に。
- ⑤地域住民との連携の中で、豊かな子育てが支えあえる保育園に。

- ⑥地域の保育、教育、医療と連携し保育の向上を求め続ける保育園に。
- ⑦平和な社会をめざしていける保育園に。

3、今年度の重点課題

(1) 法人職員として

- ・法人研修を通して保育の一貫性と両園の連携を図る。
- ・新保育所保育指針について内容理解を深める。
- ・「共同保育」の園理念のもとに、保護者と共に子どもを育てていく。
- ・法人の将来について職員間でも考えていく。

(2) 保育について

- ・保育、保健、食事の3つの視点で連携をとり子どもを育てていく。(3本柱の保育)
個々の職員も3つの視点を持ってこども理解をする。
- ・法人研修を通して、保育の質をあげる。
- ・観劇、質の高い生の演奏や歌などに触れられる行事をつくり、子どもに豊かな文化を伝える。
- ・畑を利用した食育に取り組み、子どもの心と体を育てる。
- ・園外保育を増やし豊かな経験を重ねる。

(3) 保育所を利用する子どもの保護者への支援

様々な困難を抱え、支援が必要な家庭が増加している。また各家庭においても個々の状態に合わせた対応や支援が必要とされている。

懸命に子育てをしている保護者を尊重し、保育内容を丁寧に伝え子どもの様子を共有して、子育ての伴走者としての立ち位置で家庭支援を行う。

(4) 職員育成

職員一人一人の保育観の獲得とわらしこの保育の継承並びに、こども観、保育観を全職員で一致していくために法人研修と園内研修を行う。

法人研修・・・両園合同で行い「生きる力」について1年間学ぶ。

園内研修・・・リズム研修、山田歯科医研修。

4、児童定員・開所時間

定員100名

0歳児・・・6名 1歳児・・・18名 2歳児・・・19名

3歳児・・・19名 4歳児・・・19名 5歳児・・・19名

開所時間：通常保育時間 7時～18時 延長保育事業 18時～19時

5、職員配置

常勤職員 25名 園長(1)、保育士(19名)、看護師(1)、栄養士(1)、調理員(3)
パート職員 16名 保育補助(11)、事務員(1)、子育て広場担当(2)、駐輪場整備(2)

6、運営方針

運営管理を円滑に行うために、以下の会議をおく。

- ・職員会議・・・概ね月1回(2H)
- ・総括会議・・・期ごとに長時間会議(Ⅱ期、三期は土曜日開催)
(一期 4・5・6月 二期 7・8・9・10・11月 三期 12・1・2・3・月)
- ・園長、主任会議
- ・リーダー会議・・・月1回
- ・厨房会議・・・月1回(2H)
- ・乳児会、幼児会(2H)
- ・クラス会議
- ・パート会議

〈乳児会〉

4月初めか中旬・・・新年度に入り、保育の様子とその他諸々。

5月

6月初め・・・プール・水遊びに向けて

7月

9月初め・・・運動会に向けての保育について

11月初め・・・後半の保育について

1月初め・・・年度末に向けての保育について

2月

3月・・・新乳児会

〈幼児会〉

4月・・・新年度に入り、保育の様子とその他諸々。

年長合宿についての目的、計画など。その他。

6月初め・・・プール・水遊びに向けて

9月・・・運動会に向けての保育について合宿について計画など。

11月初め・・・後半の保育について

1月・・・年度末に向けての保育、年長卒園期についての保育。

3月・・・新幼児会

各種係りを設置し、職員全員が分担し運営していく

- ・教材発注・管理・絵本
 - ：保育教材・教材庫の管理
 - ：絵本、紙芝居等の管理、注文。
 - ：修繕が必要なものは職員に声をかける。

- ・園内整備
 - ：常に園内を見渡して、園内の美化に努める。(職員室も含む)
 - ：気になる場所があったら、他に呼びかけたりして、清掃及び整備をする。

- ・園庭整備
 - ：常に園庭を見渡して、気になるところがあれば他に呼びかけたりして整備を心がける。
 - ：夏場のシェイド掛けや簾掛け等必要なことがあれば、他に呼びかけて設置する。

- ・職員室整備

- ・園内研修
 - ：園内研修（永谷夫妻、山田歯科医）の計画を、主任に相談しながら立てる。
 - ：当日の接待と研修会の司会・進行を行う。
 - ：研修報告書を、皆に呼びかけ集める。

- ・畑統括
 - ：畑を通して食育の発信。
 - ：畑の管理、運営、保育との連携。

- ・職員会議
 - ：職員会議、総括会議の際の会場設定を皆に呼びかけて行う。
 - ：会議録の采配、収集、確認をして主任に提出する。

- ・情報係り
 - ：職員会議と総括会議で自分が皆に伝えたい情報資料などをコピーして配布する。

7、保育方針

子ども像

- ④ 自然を愛し、四季の変化の中で五感を使って遊び切る子ども。
自然の中で遊具に頼らず十分遊んで心身を開放させ、発見し、学び、感謝し、好奇心や関心を持ち四季の自然を愛しんでほしい。
遊ぶことは子どもの仕事。とことん遊びきることで意欲、活動力、集中力を育て丈夫でしなやかな心と身体になり、働くことが好きになってくるのです。
基本は基礎体力がしっかりあること。
生活リズム、食べること、睡眠を整え、筋力をつけること、脱力することに配慮した保育で、病気に負けない免疫力、神経系の強化を図ります。
- ⑤ 豊富な生活体験をもとに、自信をつけ生きる力を伸ばす子ども。
楽しい生活を作りあげていくこと。それは、四季折々の季節感を盛り込んだていねいな生活。明日へと積み重ね作り上げていく生活です。
主体的な行動が、自信を育みます。豊富な生活体験をもとに、自信をつけ生きる力を伸ばします。
- ⑥ 集団の中で自己を表現する力をつけ、友達を受け入れ仲間と共に育ち合う子ども。
子ども自身が言葉や態度で、意思を表現しようとしたり、伝えること、これらはとても大切なことです。**そして、それが表明できる人的環境があるということが、とても重要です。**大人が子どもに向き合い、言葉を使って関係を積み重ねることで、人への信頼関係を育てます。

保育の目標

保育の中で現在の子どもたちに必要な力は、丈夫で・しなやかで・健康な心と身体を基本とし、以下の五つの力を豊かな生活体験をしながら育んでいきたいと願っています。

- ⑥ 人とかかわっていける力(社会的能力)
- ⑦ 働ける力(労働能力)
- ⑧ 言葉で伝えられる力(言語的能力)
- ⑨ 知っていく力(認知能力)
- ⑩ 生命をはぐくみ育てていける力(健康管理能力)を豊かな生活体験をしながら育んでいくことが保育目標です。

保育の特色(3つの力を育てる保育)

- ① 心と身体のバランスをとる力
 - ・身体のバランスは、心のバランス。ともに安定させます。
 - ・食事は和食中心で、成長に必要なバランスのとれたものを食します。

- ・毎日の戸外遊び、マットでの全身マッサージ、リズム運動を取り入れ血行を促し、しなやかな身体をつくります。

② 考える力

- ・子どもを一人の人間として尊重し自らが、多くの生活体験の主体者だと実感させます。そして、その体験を通して自分で考える力を引きだしていきます。
- ・視て、聴いて、触って、感じることで自己を表現する力も言葉とともに、育てます。
- ・自己の内面の自我を育てます。

③ 生きていく力

- ・基本になるのは、まず、「自分」がしっかりあること。自然の中での様々な体験が自分への信頼となり学齢期への原点となるよう、知識より知恵としての力をつけます。

8、家庭支援

- ・必要に応じて個人面談などを実施して、保護者と子どもの様子を共有し、共に育てていく。
- ・保育参加を通して、保育への理解を深めてもらい子育てを共有する。
- ・保育参加の希望は各クラスで受け、主任と栄養士に報告する。食費は実費徴収する。(400円)
- ・個別支援が必要な家庭には、担当職員だけで対応するのではなく、関係機関や園全体で連携を取り丁寧に対応し、家庭の自立を支援する。

9、食育・アレルギー

- ・健康な心と体は毎日の食生活の積み重ねにより作られると考え、その食事は和食中心で昼食、おやつ、捕食の全てを手作りが大切だと考える。
- ・乳幼児期に食べることを楽しみ、豊かな食体験を育まれるよう食育に取り組む。
- ・食の大切さを保護者へ伝えるための啓蒙活動（給食便りの発行月1回、面談、離乳食の写真提供など）

食事内容

- ・旬の食材を多く取り入れ、国産品で農薬を控えたものや、有機栽培したものを中心に使う。
- ・子ども達の味覚を培うために、昆布やかつおの出し汁を使い、素材の味が分かるように薄味で調理する。

アレルギーについて

- ・食物アレルギーが増えていることから、安全な給食の提供のために卵、乳製品、牛乳は使用しない。
- ・個別の食物アレルギーについては医師の指示に従って対応し、安全な食事を提供する。

10、保健・療育支援

保健

健康についての考え方として自然治癒力を大切にする。

基本的な生活（よく眠り、よい食事、たっぷり遊ぶ）を繰り返しながら体力をつけ、免疫力を高め、自律神経を鍛えていく。四季の中で暑い、寒い、冷たいなどを子どもが感じとり本来「人間が持っている力」「自然と向き合う力」「治す力」を使い育っていくことを促す。

- ・全園児健康診断 年2回（4月、9月）
- ・歯科検診 年1回（6月）
- ・職員健診 年1回（9月）
- ・職員検便実施
- ・保健便りの発行 月1回

療育

- ・齊藤公子の「こどもから学ぶ」「どの子も育つ」という実践を職員で一致させていき、すくすく児を通してクラス全体の保育を振り返る視点を持つ。また、家庭背景や親の想いを知り支援をしていく。
- ・医療機関と連携をとり療育を進める。
小暮医院（脳神経）瀬川クリニック（小児神経内科）、吉祥寺ファミリー
歯科クリニック（小児歯科）榊原記念病院（心臓外科）
医療機関（保健センター）、相談機関（児童相談所・保健所・たち）
永谷郁夫、涼子（保育アドバイザー）、藤後悦子（臨床心理士）
都立小児総合医療センター、T o s s i e（児童発達支援事業所）

11、環境整備

- ・安全な保育環境を整えていく。
- ・畑・園庭整備はボランティアの方が主体的にすすめてくれたが、今後職員達の力でどうすすめていくかを、検証していく。

12、専門職の関わり

育児困難児や保護者が複雑な事情を抱えている家庭に対しては、臨床心理士（籾後さん）

と連携をとり、保育園で出来る支援と専門機関に依頼することを整理し支援体制をとるようにする。

1 3、研修計画

- ・園内研修の計画を作成し取り組む。
- ・危機管理、安全対策、個人情報についての研修への取り組み。
- ・府私保、その他関係機関の研修への参加。
- ・個人の研修計画の策定と自己研修の推奨。
- ・他園との交流や、見学の実施。
- ・処遇改善に必要な研修への参加。

1 4、働き方改善への取り組み

- ・事務仕事については省力化を目指し、お互い協力し合い事務時間の確保に努める。
- ・会議は時間内に終了するように、議題の整理や進行の計画を事前に立てる。
乳児会については、乳児リーダーと各クラスリーダーで事前に上記の計画を立てて行う。

1 5、年間行事計画

月	こども	保護者
4月	入園、進級、	全体懇談会・各クラス懇談会
5月	子どもの日の会、春合宿	
7月	全園児親子リズム	
9月	秋合宿、お月見の会、敬老の日の会	
10月	運動会	運動会
11月	芋煮会	各クラス懇談会
12月	お楽しみ会、もちつき	
2月	節分	全体懇談会・各クラス懇談会
3月	ひな祭り、巣立ちの会、地球組を送る会	巣立ちの会

*遠足は各クラス随時企画する。*保育参加は年間を通して受入れ。

16、安全管理

非常災害等への対策

防犯設備	学校 110 番(非常通報装置)、警備会社通報装置、暗証番号式自動ドア
防災設備	火災通報装置、自動火災探知器、煙感知器、誘導灯及び消火器
消防計画作成 届出年月日	旧府中市白糸台消防署平成 25 年 7 月 24 日届出済
防火管理者	米田朋子
定期訓練	(1)避難訓練・消火訓練:毎月 1 回以上実施 (2)総合防災訓練(引き渡し訓練を含む):年 2 回
避難場所	(1)1 次避難場所:府中市立第二中学校 (2)2 次避難場所:多磨霊園
災害発生時の 対応	災害発生時においては、保護者等の引き取りのあるまでの間(開園 時間外を含む)、引き続き児童を保護する。

緊急時の対応

対応方法	園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに園児の保護者又は医療機関(嘱託医を含む)への連絡を行う等の必要な措置を講じる。なお、保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行う。	
救急・消防	管轄	東京消防庁府中消防署朝日町出張所
	所在地	府中市朝日町 3 丁目 13 番地
	電話	042-363-0119
警察	管轄	警視庁府中警察署及び白糸台交番※
	所在地	府中市府中町 1-10
	電話	042-360-0110

【特注】※白糸台交番は、直通電話がないため府中警察署に電話をしてつないでもらいます。

緊急時の避難について

地震の時

※避難集合場所…東側園庭

※第 1 避難場所…府中市立第二中学校

※第 2 避難場所(広域避難場所)…多磨霊園

◎保護者への連絡方法

- ・避難場所を園舎前に掲示する。
- ・可能であれば緊急児童カードにもとづいて連絡をする。
- ・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせて
いただく。

火災の時

- ※避難集合場所…園舎より火災が発生したときは東側園庭に避難する。
近隣建物より火災が発生したときは東側園庭に避難後状況により第一避難場所へ移動する。（火災発生状況によっては東側園庭ではなく別の園敷地内に避難する場合もある）
- ※第1避難場所…府中市立第二中学校
- ※第2避難場所（広域避難場所）…多磨霊園

◎保護者への連絡方法

- ・緊急児童カードにもとづいて保護者へ連絡する。
- ・保護者以外の方がお迎えとなる場合は「緊急児童カードをお持ちの引き取り人」とさせて
いただく。

17、苦情解決第三者委員の取り組み

第三者委員

概要	苦情解決における客観性と社会性を確保するとともに、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、法人に第三者の立場に立ち第三者委員を設置する。
第三者委員	河内 昌毅
	花原 幹夫
	芝 喜久子

18、ボランティア、実習生の受け入れ

近年の人材確保が困難な中、実習生受け入れは次世代の保育者を育てるためにも積極的に受け入れを行ない、人と関わること仕事が楽しいことを伝えていく。

小、中、高生の受入れも積極的に行い意欲を持って関われるように努める。

19、地域支援と地域との関係

- ・在宅子育て事情を知り、地域の中での子育て支援の意味を積極的に職員間で深めていく。
- ・地域の中で保育をしていく上で、共存について意識と自覚を高める。

①地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

- ・主として乳幼児（0歳から3歳まで）をもつ親とその子が気軽に集い、交流できる場を提供する。

[子育て相談] 日常的には、園長・主任・栄養士・看護師が相談にあたる。

記録に残す。（専用ファイル）

[自由交流] 地域の方が自由に集える場として園内の子育て支援室を利用できる。

②地域支援事業

[保育所体験特別事業]

目的：保育を必要とする地域の親子に園舎を開放し入所児との交流を通じて育児上の相談などを受ける。

- ・同世代の子ども姿を見て、子どもの発達のことや、子育ての方法を知ってもらったり、感じてもらう。
- ・保育体験の時間は午前中を基本とする。
- ・離乳食の相談は厨房としてから、受ける。
- ・利用者には事務所で名前・年齢・住所等を記録してもらい料金を頂く。

食費は、大人400円、子ども300円。

[講座] 1年間を通して、離乳食講座、リズム講座を企画・計画する。

リズム（各クラスで分担）・離乳食講座 月2回（栄養士）

[健康増進支援事業]

地域の未就学児を対象に健康相談、健康診断をおこなう。

担当 嘱託医、看護師。 要予約。

[赤ちゃんふらっと事業]

急な授乳やおむつ替えの立ち寄りスペースの提供。

[職場体験] 中学生の育児体験（職場体験）の受け入れ

[保育拠点活動支援] 高校生、大学生、専門学校の実習生の受け入れ

[出産を迎える親の体験事業] 育児不安の軽減

- ③一時預かり、定期利用保育事業の実施
各クラスにて受入れを行う。要綱に従う。

20、広報活動

保育園の情報はホームページなどで公開する。

21、福祉サービス第三者評価の受審

株式会社 福祉総研 11月頃受審予定。

以上

平成 30 年度 小金井市立まえはら学童保育所事業計画書

保護者・地域と直接語り合い、子育ての共同化を大切にし、よりよい保育を作りあげていく。

運営基本方針

- ・子どもに関わる大人が子どもの最善の利益を常に考えていく。
- ・指導員と子どもの信頼関係、子ども同士の信頼関係の構築を重視する。
- ・おやつを毎日手作りで行うことを基本と考え、安心、安全な物を提供できるようにしていく。
- ・子どもが安心して登所し、親が安心して相談できるような地域の核となる学童保育所を目指す。
- ・保護者との意志疎通を十分に図ることによって、子どもの安全や健康、保護者の安心を最大限に確保するために面談の機会を設ける。
- ・学童主催行事は当然のこと、父母会主催行事と積極的に連携し、父母との交流を図っていく。
- ・小金井市や小金井市立の他の学童保育所との連携を密にしていく。
- ・小金井市、学童保育連絡協議会などの研修に積極的に参加し、学童保育の知識を深めていく。

***学童保育事業は、小金井市放課後健全育成事業に沿って行う。**

保育事業

1、通常保育事業

年間保育スケジュール

食育の日…毎月 19 日頃 月の誕生会…毎月(8月の誕生会のみ9月の第一週水曜日)

避難訓練…学期に1回

保護者会…学期に1回以上

巡回相談…児童発達支援センター「きらり」による巡回相談を学期に1回

月	月の取り組み ・ 行事 など	その他	父母会行事
4 月	春休み1日保育・新入生歓迎会	保護者会①	
5 月	1学期の班決め・ありがとうのプレゼント作り		
6 月	新入所生個人面談・避難訓練①	巡回相談①	
7 月	夏のおたのしみ会		父母会キャンプ
8 月	夏休み1日保育・昼食作り		

9月	2学期の班決め・けん玉はじめよう会	保護者会②	
10月	2・3年生個人面談・市内遠足・芋煮会・避難訓練②	巡回相談②	
11月	けん玉大会・市外遠足・焼いも・けん玉修了会		学保連大運動会
12月	冬のおたのしみ会・冬休み1日保育		
1月	お正月あそび・餅つき・3学期の班決め	巡回相談③	
2月	ドッジボール大会・避難訓練③	保護者会③	
3月	3年生を送る会	入所説明会	卒所を祝う会

開所及び休所について

1、開所日及び開所時間

通常・・・放課後から午後6時まで

学校休業日・・・午前8時から午後6時まで

※ 学校休業日（1日保育）とは

土曜日、夏休み、冬休み、春休み、学校振替日、台風や災害などの緊急時及びインフルエンザによる学校・学級閉鎖の場合など

2、休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から同月31日まで、1月2日及び同月3日

3、延長保育

延長保育時間・・・午後6時から午後7時まで

対象児童・・・保護者が就労等により、午後6時以降の延長時間内においても保育を受けられない入所児童

定員

学童保育所の基準定員は次のとおりで、市長が必要と認めたときは基準定員のおおむね10パーセントの範囲内で、基準定員を超えて入所を認めている。

まえはら第1学童保育所 60人

まえはら第2学童保育所 30人

2018年度 4月1日入所予定人数（）は障がい児の人数。

1年生 46名 2年生 23人（2） 3年生 43人 合計112名（2）

① 障がい児保育

児童の生活経過や日常の対応に関与している機関などとは、児童の日常保育を実施するために連携をする必要がある。そのためには保護者と協議し、必要がある場合には、関係機関と連携を行う。

関係機関（ネットワーク作り）

小学校・自立生活支援課・教育委員会指導室・教育委員会学務課・子ども家庭支援

センター・就学前に通所していた保育園や幼稚園・児童発達支援センター「きらり」・療育施設・民生委員・児童相談所・特別支援学校

② アレルギー児対応

アレルギーを持つ児童については、間食などを配慮する。

「学童保育所児童台帳」のアレルギー欄に記載のあった場合には保護者に個別に聞き取りを行い、対応が必要な場合には、「小金井市立学童保育所における食物アレルギー調査表」を提出してもらい対応していく。

2、学童保育所を利用した子育て広場

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うため、学童保育所の空いている時間を利用して、子育て広場(事業)を実施する。(自由交流など)実施に当たっては指導員を配置する。

- ・実施日：毎週月曜日・火曜日・金曜日。ただし、4月、休所日、学校休業日を除く
- ・実施時間：午前10時30分から午後0時45分まで

3、職員体制・役割・業務について

職員配置

まえはら第1学童保育所・まえはら第2学童保育所の合計
正規職員・・・3名
常勤職員（1週間の所定労働時間35時間）・・・3名
非常勤職員（1週間の所定労働時間35時間未満）・・・1名
非常勤職員（子育て広場担当）・・・1名

【管理（責任権）の内容】

- 施設責任者（管理、指導、責任）・・・施設の運営、管理を法人と共に担っていく。
 - ・学童保育所の運営管理に責任を持つ。（経理、人材育成、施設管理）
 - ・職員管理、指導に責任を持つ。
 - ・地域との交流をはかり、地域の主体となる。
 - ・保育・運営に責任を持つ。
 - ・施設の安全、危機管理に責任を持つ。
 - ・業務、事業の遂行に責任を持つ。
- 正規職員（主体的参画、実行）・・・法人の将来構想を主体的に実行していく。
 - ・法人の中、長期計画に主体的に参画する。
 - ・学童保育所の運営への主体的参画、実行。
 - ・地域との交流を図る。

- ・保育に責任を持つ。
- 常勤職員（積極的協力）・・・法人の構想を理解、協力していく。
 - ・学童保育所の運営を理解、協力していく。
 - ・地域と協力していく。
 - ・保育に責任を持つ。
- 非常勤職員（協力）
 - ・学童保育所の運営について、協力していく。
 - ・地域と協力していく。
 - ・保育に責任を持つ。

【それぞれの役割】

- 施設責任者
- ◎法人と共に職員の意見を吸い上げながら学童保育所の将来ビジョンを考えていく。
 - ◎学童保育所の運営に法人と共に責任を持っていく。
 - ◎職員と共に保育実践を積み重ねていくうえでの要となる。
 - ◎職員へ指導、教育、支援の柱となる。
 - ◎地域との連携の柱になっていく。
 - ◎行政との連携を行っていく。
 - ◎保護者と直接結びつき、指導員や専門職と連携しながら支援の柱を組み立てる。
 - ◎子どもたちの健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙に責任を持つ。
 - ◎職員、保護者の健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙。
 - ◎学童保育所でのケガ、病気に対する対処。
 - ◎厨房内での衛生管理。
- 指導員
- ◎各年齢の保育を実践していく。
 - ◎子どもに対しても親に対しても自立を焦らず、見守り、待つ。
 - ◎一人の人間として子ども一人ひとりと向き合いとことん愛情をかける。
 - ◎子育てをしている親を尊重し、ともに育つ。
 - ◎支援の方法を一人で進めず他の職員と相談しながら進める。
 - ◎学びへの積極的な姿勢を持つ。
 - ◎指導員同士尊重し合い、認め合い、運営を否定せず子どもたちのために改善していく姿勢を持つ。
 - ◎食文化の伝承

- ◎食育・おやつ作りの実施。
- ◎行事・集団あそびの計画・指導

4、会議

- ・事務連絡会議
- ・職員会議

【事務連絡会議】

- ・ 9 学童代表者・児童青少年課との毎月の定例会議
- ・ 毎月 第 2 木曜日 10:45～12:00

【職員会議】

- ・ 出席は正規職員全員。2H超勤の対象
- ・ 会議録を作成する。
- ・ その他職員には日々の打ち合わせで伝達を行う。

5、研修

目的 職場内研修・他機関の研修により、指導員の資質向上に努めます。

※児童の管理、生活指導、あそびの指導などについて、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また、児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図ること。

実施 学童保育所として・・・小金井市直営学童保育所、研修担当指導員による研修に参加する。

自己研修 ・・・研修案内(東京都・小金井市・学保連など)が来たら全体に伝える。

以 上

平成 30 年度小金井市立みなみ学童保育所事業計画書

保護者・地域と直接語り合い、子育ての共同化を大切にし、よりよい保育を作りあげていく。

運営基本方針

- ・子どもに関わる大人が子どもの最善の利益を常に考えていく。
- ・指導員と子どもの信頼関係、子ども同士の信頼関係の構築を重視する。
- ・おやつを毎日手作りで行うことを基本と考え、安心、安全な物を提供できるようにしていく。
- ・子どもが安心して登所し、親が安心して相談できるような地域の核となる学童保育所を目指す。
- ・保護者との意志疎通を十分に図ることによって、子どもの安全や健康、保護者の安心を最大限に確保するために面談の機会を設ける。
- ・学童主催行事は当然のこと、父母会主催行事と積極的に連携し、父母との交流を図っていく。
- ・小金井市や小金井市立の他の学童保育所との連携を密にしていく。
- ・小金井市、学童保育連絡協議会などの研修に積極的に参加し、学童保育の知識を深めていく。

***学童保育事業は、小金井市放課後健全育成事業に沿って行う。**

保育事業

1、通常保育事業

年間保育スケジュール

食育の日…毎月 19 日頃 月の誕生会…毎月(8月の誕生会のみ9月の第一週水曜日)

避難訓練…学期に 1 回

保護者会…学期に 1 回以上

巡回相談…児童発達支援センター「きらり」による巡回相談を学期に 1 回

月	月の取り組み ・ 行事 など	その他	父母会行事
4 月	春休み 1 日保育・新入生歓迎会	保護者会①	
5 月	1 学期の班決め・ありがとうのプレゼント作り		春の交流会
6 月	新入所生個人面談 避難訓練①	保護者会② 巡回相談①	1 年生茶話会
7 月	キャンプ		キャンプ

8月	夏休み1日保育・昼食作り		
9月	2学期の班決め・けん玉はじめよう会		
10月	2・3年生個人面談・市内遠足・芋煮会	保護者会③	
11月	けん玉大会・市外遠足・焼いも・けん玉修了会 避難訓練②	巡回相談②	みなみであそぼ う 学保連大運動会
12月	冬のおたのしみ会(みなみ劇場)・冬休み1日保育		
1月	お正月あそび・餅つき・3学期の班決め	巡回相談③	
2月	ドッジボール大会・避難訓練③	保護者会④	
3月	3年生を送る会	入所説明会	お別れ交流会

開所及び休所について

1、開所日及び開所時間

通常・・・放課後から午後6時まで

学校休業日・・・午前8時から午後6時まで

※ 学校休業日（1日保育）とは

土曜日、夏休み、冬休み、春休み、学校振替日、台風や災害などの緊急時及びインフルエンザによる学校・学級閉鎖の場合など

2、休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から同月31日まで、1月2日及び同月3日

3、延長保育

延長保育時間・・・午後6時から午後7時まで

対象児童・・・保護者が就労等により、午後6時以降の延長時間内においても保育を受けられない入所児童

定員

学童保育所の基準定員は次のとおりで、市長が必要と認めたときは基準定員のおおむね10パーセントの範囲内で、基準定員を超えて入所を認めている。

みなみ第1学童保育所 40人

みなみ第2学童保育所 40人

2018年度 4月1日入所予定人数（）は障がい児の人数。

1年生 27（2）名 2年生 33人 3年生 19人 合計79名（2）

③ 障がい児保育

児童の生活経過や日常の対応に関与している機関などとは、児童の日常保育を実施するために連携をする必要がある。そのためには保護者と協議し、必要があ

る場合には、関係機関と連携を行う。

関係機関（ネットワーク作り）

小学校・自立生活支援課・教育委員会指導室・教育委員会学務課・子ども家庭支援センター・就学前に通所していた保育園や幼稚園・児童発達支援センター「きらり」・療育施設・民生委員・児童相談所・特別支援学校

④ アレルギー児対応

アレルギーを持つ児童については、間食などを配慮する。

「学童保育所児童台帳」のアレルギー欄に記載のあった場合には保護者に個別に聞き取りを行い、対応が必要な場合には、「小金井市立学童保育所における食物アレルギー調査表」を提出してもらい対応していく。

2、学童保育所を利用した子育て広場

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うため、学童保育所の空いている時間を利用して、子育て広場事業を実施する。（自由交流など）実施に当たっては指導員を配置する。

- ・実施日：毎週月曜日・火曜日・金曜日。ただし、4月、休所日、学校休業日を除く
- ・実施時間：午前10時30分から午後0時45分まで

3、職員体制・役割・業務について

職員配置

まえはら第1学童保育所・まえはら第2学童保育所の合計

正規職員・・・3名

常勤職員（1週間の所定労働時間35時間）・・・3名

非常勤職員（1週間の所定労働時間35時間未満）・・・1名

非常勤職員（子育て広場担当）・・・1名

【管理（責任権）の内容】

- 施設責任者（管理、指導、責任）・・・施設の運営、管理を法人と共に担っていく。
 - ・学童保育所の運営管理に責任を持つ。（経理、人材育成、施設管理）
 - ・職員管理、指導に責任を持つ。
 - ・地域との交流をはかり、地域の主体となる。
 - ・保育・運営に責任を持つ。
 - ・施設の安全、危機管理に責任を持つ。
 - ・業務、事業の遂行に責任を持つ。
- 正規職員（主体的参画、実行）・・・法人の将来構想を主体的に実行していく。

- ・法人の中、長期計画に主体的に参画する。
- ・学童保育所の運営への主体的参画、実行。
- ・地域との交流を図る。
- ・保育に責任を持つ。
- 常勤職員（積極的協力）・・・法人の構想を理解、協力していく。
 - ・学童保育所の運営を理解、協力していく。
 - ・地域と協力していく。
 - ・保育に責任を持つ。
- 非常勤職員（協力）
 - ・学童保育所の運営について、協力していく。
 - ・地域と協力していく。
 - ・保育に責任を持つ。

【それぞれの役割】

施設責任者 ◎法人と共に職員の意見を吸い上げ、学童保育所の将来ビジョンを
考えていく。

◎学童保育所の運営に法人と共に責任を持っていく。

◎職員と共に保育実践を積み重ねていくうえでの要となる。

◎職員へ指導、教育、支援の柱となる。

◎地域との連携の柱になっていく。

◎行政との連携を行っていく。

◎保護者と直接結びつき、指導員や専門職と連携しながら支援の柱
を組み立てる。

◎子どもたちの健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙に責任を
持つ。

◎職員、保護者の健康、衛生に関することの掌握、指導、啓蒙。

◎学童保育所でのケガ、病気に対する対処。

◎厨房内での衛生管理。

指導員 ◎各年齢の保育を実践していく。

◎子どもに対しても親に対しても自立を焦らず、見守り、待つ。

◎一人の人間として子ども一人ひとりと向き合いとことん愛情をか
ける。

◎子育てをしている親を尊重し、ともに育つ。

◎支援の方法を一人で進めず他の職員と相談しながら進める。

◎学びへの積極的な姿勢を持つ。

◎指導員同士尊重し合い、認め合い、運営を否定せず子どもたちのために改善していく姿勢を持つ。

◎食文化の伝承

◎食育・おやつ作りの実施。

◎行事・集団あそびの計画・指導

4、会議

・事務連絡会議

・職員会議

【事務連絡会議】

・9学童代表者・児童青少年課との毎月の定例会議

・毎月 第2木曜日 10:45～12:00

【職員会議】

・出席は正規職員全員。2H超勤の対象

・会議録を作成する。

・その他職員には日々の打ち合わせで伝達を行う。

5、研修

目的 職場内研修・他機関の研修により、指導員の資質向上に努めます。

※児童の管理、生活指導、あそびの指導などについて、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また、児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図ること。

実施 学童保育所として・・・小金井市直営学童保育所、研修担当指導員による研修に参加する。

自己研修 ……研修案内(東京都・小金井市・学保連など)が来たら全体に伝える。

以 上

平成 30 年度児童発達支援事業所 Tossie 事業計画書

平成 28 年 5 月に法人の 4 つ目の施設として開設した東京都認可の発達支援事業所である。地域の要求は高かったものの、開設当初は予想を大きく下回り、利用者の確保に苦勞し運営は困難を極めたが、徐々に利用者からの評価を受け、少しずつではあるが、安定した運営を確保しつつある。

平成 29 年度は職員の入退職もあり、保護者への不安を与えた時期もあったが、後半からは月を追うごとに右肩あがりで見込が増え、利用率も安定してきた。

法人の理念を基に、生活を基本に考えた発達支援事業所であり、唯一無二である。ゆえに社会からの認知がまだまだ低いですが、開所して 2 年が経ち、ようやく今まで努力した成果が実績として利用者にも認められつつあり、評価されてきた。

以上を考慮し、平成 30 年度の事業方針を定める。

発達支援を必要とする就学前の児童を対象に、生活を基盤とした保育的な視点での生活支援・個々に応じた療育を行い、発達の促進を促し、あらゆる生活の自立を目指す。

職員と保護者、また保護者同士の交流深める機会を積極的に設け、共同の理念として共育を発信していく。

【年間スケジュール】

月	季節行事・取り組みなど	月	季節行事・取り組みなど
4 月	入所式	10 月	お月見の会
5 月	子どもの日・内科健診	11 月	さつまいも堀り・芋煮会
6 月	歯科検診・避難訓練	12 月	冬至・お楽しみ会・大掃除
7 月	七夕の会	1 月	初詣・お正月遊び
8 月		2 月	節分・避難訓練
9 月	総合避難訓練	3 月	ひな祭り・卒所の会

1. 【運営について】

- 〈対象年齢〉 0 歳～6 歳（未就学児）
〈事業定員〉 1 日あたり 10 名
〈開所時間〉 8：30～17：30
〈利用時間〉 9：00～15：00（原則とし時間外については要相談）

- 引き続き、登録者の確保に努める（目標 20 名以上）
- 職員の待遇の向上に努める。

- 事業外収入を模索する。

2. 【支援内容】

発達の基本は生活であると考え、子どもが自ら伸びる力を発揮できる環境作りを心掛けている。異年齢保育の中で、散歩・給食・入浴・昼寝を通し、一日の流れを大切にしている。また、法人内の施設であるわらしこ保育園・わらしこ第2保育園との交流も試みている。

〈散歩〉裸足で地面を歩いたり、傾斜を登ったりしながら、手足の感覚や体幹を鍛える。

〈入浴〉血行促進・気持ちいい感覚を養う。

〈給食〉手作り・無添加のおいしい給食をみんなで食べる。

〈昼寝〉成長に大切な睡眠を充分確保する。

〈リズム遊び〉ピアノに合わせてながら体全身を動かし、発達に必要な筋肉・体力を養い、脳の活性化を促す。

〈排泄〉0歳～綿パンツで過ごし、快・不快を体感しながら、情緒を育てる。

わらしこ保育園・わらしこ第2保育園との交流、プール遊び等の集団生活の機会を増やし、その中で児童自らが発見し、自らの力を伸ばしていく場を作っていく。

また、園外活動など非日常の催しを企画し、特別感のある楽しみを増やしていく。

- 「どの子ども育つ」というわらしこ保育園・わらしこ第2保育園の保育理念に則り、基本的な生活習慣の向上を図る。
- 早期発見・早期対応で数年間の発達的变化は著しいものがある。特定の場所での経過を見ていく事で発達像も見えてくるので、継続的な利用に繋げる。
- 児童発達支援管理責任者が個々の発達状況を専門的に捉え、療育プログラムを作成する。
- 児童のアセスメント表を改訂し、利用者の実体把握を充実させる。
- 作業療法士や言語聴覚士による専門的なアドバイスを受け、発達の促進に努める。
- 広い意味での療育を模索する。

3. 【保護者支援】

- 完全母子分離で6時間児童をお預かりする事で、保護者自身の自由な時間を作る。
- 定期的に保護者会・親睦会を開催する。職員と保護者、また保護者同士の交流を促し、支え合えるネットワークを作れるよう支援する。
- 母親学級と称する勉強会も2ヶ月に1度開催していく。保護者がわが子の子育てに見通しが持てるように、また子育てが楽しいと思えるように支援していく。
- 個別面談も積極的に行い、保護者の気持ちに寄り添い、子ども一人一人にも寄り添っていく。

4. 【関係機関との連携】

各機関と連携を取りながら、療育内容にフィードバックしていく。

東京都立多摩療育センター・府中市立保健所・府中市子ども家庭支援センター「たち」・地域の発達支援事業所・地域生活支援センター「ふらっと」・府中市発達支援センター「あゆの子」・府中市保育支援課・わらしこ保育園・わらしこ第2保育園

5. 【職員研修】

- 年間の研修計画を立て、毎月1回職員研修を行い、療育支援の意識統一を図る。
- リズム遊びの研修を深め、療育支援に生かす。

6. 【職員体制について】

- 管理者 1名
- 児童発達支援管理責任者 1名
- 児童指導員 2名
- 指導員 2名
- 作業療法士 1名
- 言語聴覚士 1名

7. 【環境整備・備品の購入計画】

- アップライトピアノ 1台
- ろくぼく（室内用）1台
- パソコン 1台

以上

社会福祉法人わらしこの会の許可なく、本計画書の一部または全部を引用または転載することを固く禁じます。